

柏市中間検査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、柏市工事検査要領(以下「要領」という。)に基づく第7条第4項の技術管理課長が命ずる中間検査の実施に必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の対象工事)

第2条 中間検査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 当初の請負金額が1億円以上の工事
- (2) 低入札価格調査制度により低入札価格調査を実施し、契約した工事
- (3) その他中間検査の必要があると認められる工事

(対象工事の特例)

第3条 前条の対象工事から除くべき相当な理由があるときは、工事担当課長は、技術管理課長と協議して、これを対象工事から除くことができる。

(中間検査の時期等)

第4条 中間検査の実施時期は、中間検査、出来形検査、完成検査の時期及び当該工事の工種を考慮し、施工の各段階における重要な変化点等で行うことを原則とする。

2 中間検査の実施回数は、原則として1対象工事につき1回以上とする。

ただし、工事の重要度に応じて実施回数を増すものとする。

(中間検査と出来形・完成検査との関係)

第5条 中間検査で確認した検査済部分については、出来形・完成検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化及び請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。

2 中間検査と出来形検査が同時期になる場合は、中間検査を省略することができるものとする。

(対象工事の指定)

第6条 対象工事の指定は、特記仕様書又は現場説明書に記載するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、工事担当課長と技術管理課長が協議し、実施方法等について別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に発注した工事については、なお従前の例による。